

文初高第149号  
平成6年5月20日

各都道府県教育委員会 殿

文部事務次官 坂元弘直

### 「児童の権利に関する条約」について（通知）

このたび、「児童の権利に関する条約」（以下「本条約」という。）が平成6年5月16日条約第2号をもって公布され、平成6年5月22日に効力を生ずることとなりました。本条約の概要及び全文等は別添のとおりです。

本条約は、世界の多くの児童（本条約の適用上は、児童は18歳未満のすべての者と定義されている。）が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものであります。

本条約は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法（昭和22年3月31日法律第25号）並びに我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和54年8月4日条約第6号）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和54年8月4日条約第7号）」等と軌を一にするものであります。したがって、本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところでありますが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。

また、教育に関する主な留意事項は下記のとおりでありますので、貴職におかれましては、十分なご配慮をお願いします。

なお、各都道府県教育委員会にあっては管下の各市町村教育委員会及び関係機関に対して、また、各都道府県知事にあっては所管の私立学校及び学校法人等に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、趣旨の徹底を図るようお願いします。

#### 記

1. 学校教育及び社会教育を通じ、広く国民の基本的人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。

この点、学校（小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。以下同じ。）においては、本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切であること。

また、もとより、学校において児童生徒等に権利及び義務をとともに正しく理解をさせることは極めて重要であり、この点に関しても日本国憲法や教育基本法の精神の通り、教育活動全体を通じて指導すること。

2. 学校におけるいじめや校内暴力は児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、本条約の趣旨を踏まえ、学校は、家庭や地域社会との緊密な連携の下に、真剣な取組の推進に努めること。

また、学校においては、登校拒否及び高等学校中途退学の問題について十分な認識を持ち、一人一人の児童生徒等に対する理解を深め、その個性を尊重し、適切な指導が行えるよう一層の取組を行うこと。

3. 体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努める必要があること。
4. 本条約第12条から第16条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。

校則は、児童生徒等が健全な学校生活を営みよりよく成長発達していくための一定のきまりであり、これは学校の責任と判断において決定されるべきものであること。

なお、校則は、日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒等の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、より適切なものとなるよう引き続き配慮すること。

5. 本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでも求めているものではないこと。

なお、学校においては、児童生徒等の発達段階に応じ、児童生徒等の実態を十分把握し、一層きめ細かな適切な教育指導に留意すること。

6. 学校における退学、停学及び訓告の懲戒処分は真に教育的配慮をもって慎重かつ的確に行われなければならない、その際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聴く機会を持つなど児童生徒等の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つものとなるよう配慮すること。

また、学校教育法第26条の出席停止の措置を適用する際には、当該児童生徒や保護者の意見をよく聴く機会を持つことに配慮すること。

7. 学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒等が自国の国旗・国歌の意義を理解し、それを尊重する心情と態度を育てるとともに、すべての国の国旗・国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるためのものであること。その指導は、児童生徒等が国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を身につけるために行うものであり、もとより児童生徒等の思想・良心を制約しようというものではないこと。今後とも国旗・国歌に関する指導の充実を図ること。

8. 本条約についての教育指導に当たっては、「児童」のみならず「子ども」という語を適宜使用することも考えられること。

## 【資料 2】 「子どもの権利条約」と県行政

### 申し入れ書

「子どもの権利条約」は、さきの国会で承認され、本年四月二二日に批准書が国連に寄託（一五八番目の批准国）され、三〇日経過後の本年五月二二日に発効致します。

この条約は、あらゆる施策について「子どもの最善の利益」のために、子どもの自立した人格と人権の尊重を基本理念としております。この条約は、世界各国で異例のスピードで批准されてきましたが、それは一九九〇年子どもサミットでも確認された、世界の子どもをめぐる深刻な状況を二一世紀に向けて解決することが人類史的課題であるとの共通の認識によるものであります。この条約は、二一世紀に向けて、あるべき子どもの姿を模索する人類の到達点であり、子どもをめぐるあらゆる施策の基本理念となっていくものです。

私たちは、一九八九年本条約が締結されて以来、日本政府による批准と国内法の整備を求めて運動を進めてまいりました。また新潟県議会をはじめ県内五〇余の自治体で批准促進の決議がなされてきました。

私たちは、今回の批准を「子どもの権利条約」発足の第一歩として率直に歓迎するものであります。また同時に、この条約の実施・普及が、今後の国・自治体、そして国民の努力にかかるところを深く感じております。

貴庁におかれましては、条約の実施、普及にあたって以下

の取組をされたく申し入れをするものです。

### 一、条約の学習と普及活動

条約第四二条は、各国が大人のみならず子どもを含めて、広く条約を知らせることを規定しております。条約自身がこのような規定を設けることは異例であり、国は勿論のこと自治体が積極的に受けとめ、学習と普及のための取組を強化して頂きたい。その場合、①自治体関係職員（教員を含む）、②子ども、③父母を含む市民について具体的普及の手だてを計画していただきたい。

すでに小学・中学・高校を対象とした副読本の作成にとりかかった自治体（東京都など）もあり、また公民館の家庭教育学級などで「権利条約」を扱うなどの取組もみられます。また自治体広報誌での特集なども是非活用していただきたい。

二、子どもをめぐる行政の諸施策に子どもの意見を反映させる制度的保障

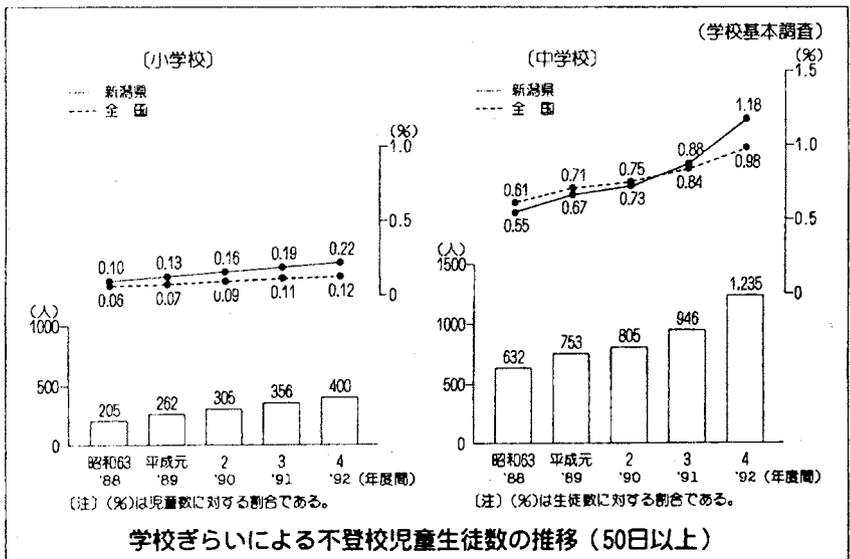
従来子どもは大人が保護すべき対象として扱ってまいりましたが、この条約では保護の対象であると同時に、子どもの自立した人格を特に大切に扱うことを定めております。子ども最優先の原則を貫き、子どもの自立した人格を尊重し、子どもの立場からの意見を尊重する姿勢は、まず行政自身の施策の決定、実施過程で実現されるべきであります。

大人の意見は、選挙や議員活動をはじめ様々な制度によって、行政に反映する仕組みが保障されています。しかし子どもには全くその保障がありません。



# 今、学校で取り組むこと

義務教育課  
高等学校教育課



一 登校拒否の現状

当県の小・中学校において、学校ざらいを理由に五十日以上欠席した児童生徒（登校拒否児童生徒）数は、年々増加し、平成四年度は、小・中学校で千六百三十五人（内公立学校千五百三十一人）に達している。また、全児童生徒数に対する登校拒否児童生徒の割合は、平成四年度小学校〇・二二パーセント（全国〇・一二）、中学校一・一八パーセント（全国〇・九四）でいずれも全国平均を上回っている。

このような現状を一人一人の教職員が厳しく受け止め、全教職員の協力体制の下で、登校拒否問題に真剣かつ適切に対処していくことが必要である。

（「教育月報」1994年3月号から）

## 文部省「登校拒否の実態調査」(1993年11月29日公表)

表1 「指導の結果登校するようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置(平成4年度文部省調査、30日以上欠席者)(新潟県)

区 分		小学校	中学校	
学校内での指導改善工夫	1	登校拒否の問題について、研修会や事例研究会等を通じて全教師の共通理解を図った	78校 (11.6%)	77校 (10.5%)
	2	全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導に当たった	39 (5.8)	38 (5.2)
	3	教育相談担当の教師が専門的に指導に当たった	15 (2.2)	13 (1.8)
	4	友人関係を改善するための指導を行った	62 (9.2)	69 (9.4)
	5	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	59 (8.7)	56 (7.6)
	6	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	19 (2.8)	14 (1.9)
	7	様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した	43 (6.4)	32 (4.4)
	8	保健室等特別の場所に登校させて指導に当たった	44 (6.5)	76 (10.4)
家庭への働き掛け	9	登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした	65 (9.6)	74 (10.1)
	10	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った	92 (13.6)	132 (18.0)
	11	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	76 (11.3)	76 (10.4)
他機関との連携	12	教育センター等相談機関と連携して指導に当たった	62 (9.2)	53 (7.2)
	13	病院等の治療機関と連携して指導に当たった	12 (1.8)	15 (2.0)
14	その他	9 (1.3)	8 (1.1)	
平成4年度登校拒否児童生徒在籍学校数(公立)		204	195	

注1 複数回答。

注2 下段の( )の値は、4年度登校拒否児童生徒在籍学校数に対する割合(%)を示す。

〔「教育月報」1994年3月号から〕

# 保護者「本人の問題」／学校「家庭に原因」／本人「学校の影響」

年間七万人を超え深刻化  
 する小、中学生の登校拒否

（不登校）の実態をさぐる  
 ため文部省は、登校拒否の  
 児童、生徒約三百人と、そ  
 の家庭、学校を対象に初め  
 て聞き取り調査を実施し、  
 二十九日、結果を公表し  
 た。登校拒否の原因として  
 小学校では学校側が親の子  
 育てなど家庭生活の問題を  
 挙げたのに対し、保護者は  
 本人、本人は学校生活の影  
 響を挙げ、三者の認識の違  
 いが目立った。中学では三  
 者とも約四割が、いじめな  
 「本人の問題」、本人は四

## 登校拒否 認識にズレ

四、五割が友人や教師との  
 関係やクラブ活動、学校規  
 則など「学校生活の影響」  
 と考えており、認識の違い  
 が目立った。

中学では学校、保護者、  
 本人とも約四割が「学校生  
 活の影響」を挙げたが、保  
 護者や本人に「その他」  
 「わからない」という答え  
 も目立ち、家庭の不安、悩  
 みがかがえた。

欠席中に考えていること  
 は、「何もしたくない。自  
 分の部屋や家でなんとか  
 過ごしている」と答えた子

## 文部省が初の調査

供が五人に一人と多く、  
 「明日は学校へ行こうと思  
 うが朝になると体の具合が  
 悪くなる」が二・三％。  
 「学校になんていなくて  
 いい」も六・三％あった。

また保護者から「子供の  
 心を読めない先生が多いの  
 ではないか。サラリーマン  
 化している」などの厳しい  
 意見も出された。

登校拒否 文部省の学校  
 基本調査によると昨年度中  
 に三十日以上欠席した者の  
 うち「学校嫌い」を理由と  
 する子供は、小学校一万三  
 千七百二人、中学校五万八  
 千三百六十三人の計七万二  
 千六十五人。全児童生徒に  
 占める比率は、小学生〇・  
 一五％、中学生一・一六％  
 で、中学では八十六人に一  
 人の計算。